

# 高齢者等居住安定化推進事業

国土交通省・厚生労働省認可

～ 高齢者に係る居住の安定の推進・支援～



NPO法人 地域支援と高齢・障害の垣根を超えた  
社会保障を考える会 地域支援事業所 **ぱれっと**

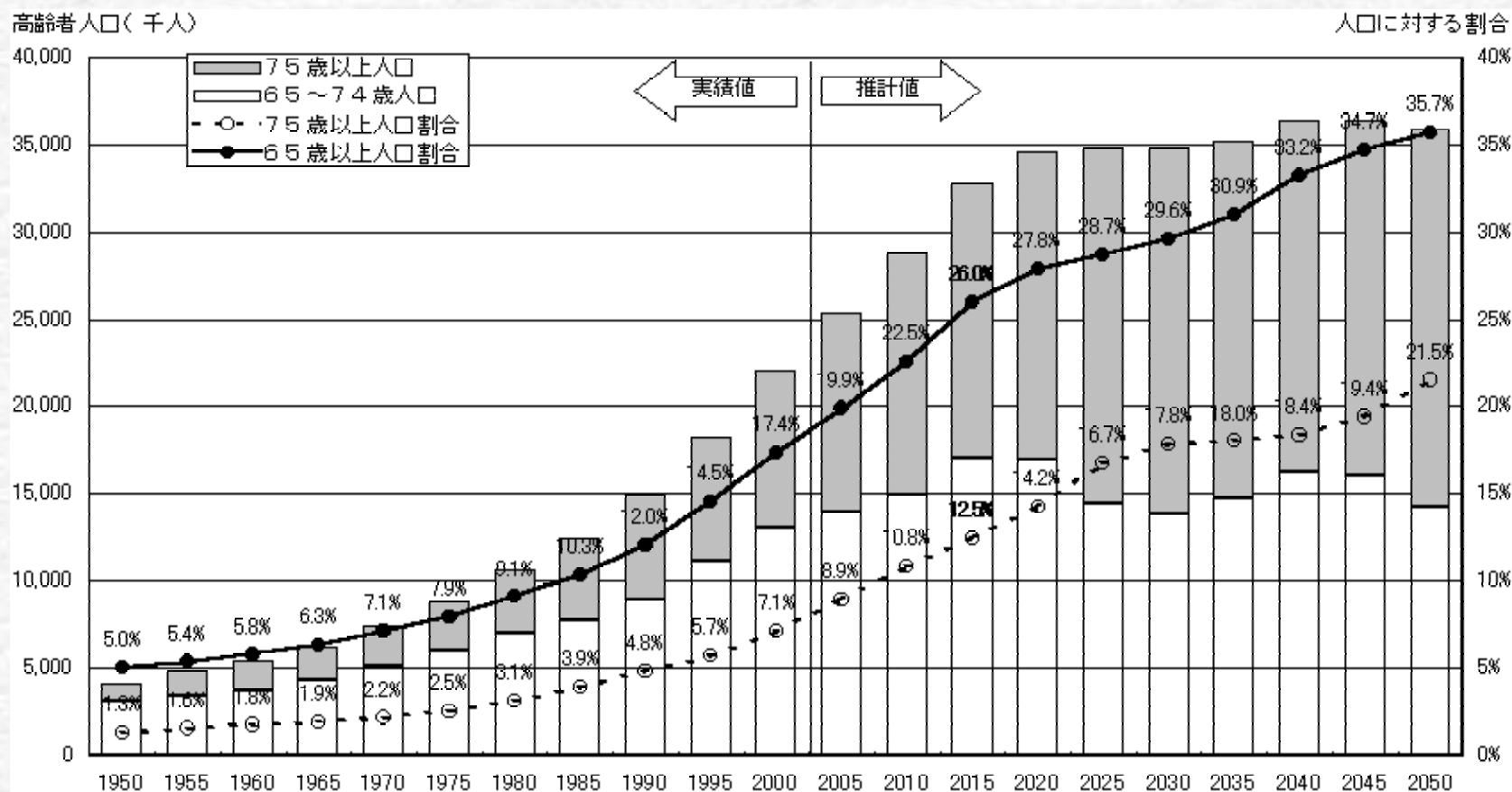
株式会社 **アーサ**

## 居住安定化推進事業とは

高齢者等居住安定化推進事業は、高齢・障害者および子育て世帯の居住の安定確保を図るため、高齢者等が生活支援サービスの提供を受けられる賃貸住宅の整備に関する事業や、高齢者等の居住安定確保に資する先導的な事業の提案を、国が公募・選定し、先導性や普及性等に優れた提案に対して、予算の範囲内で、事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

# 人口の将来推計

我が国の75歳人口の割合は現在10人に1人の割合であるが、2030年には5人に1人、2055年には4人に1人になると言われている。



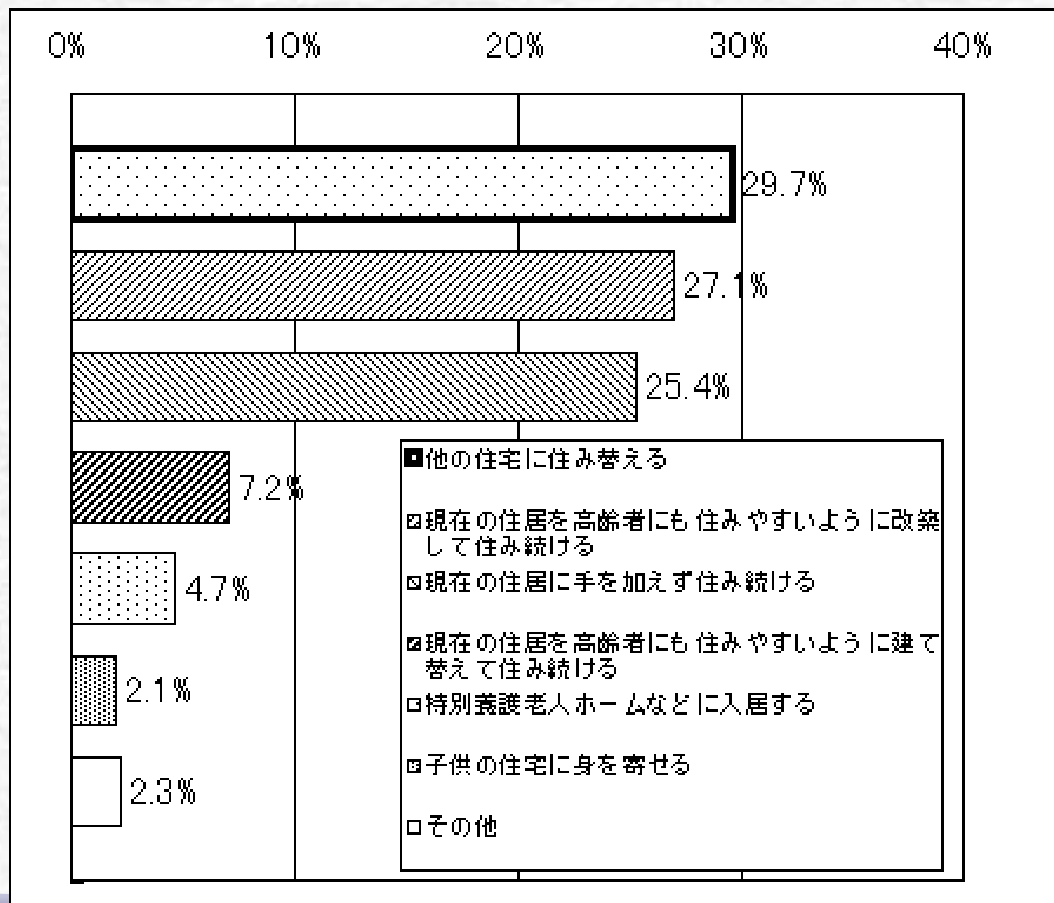
グラフ1 高齢者人口(65~74歳、75歳以上)とその割合

# 高齢者の居住の場

高齢者の8割以上は持ち家世帯（85.7%）、高齢者の9割以上は在宅（96%）

要介護の高齢者も約8割は在宅（77%）

## < 高齢者の希望する住まい >



持ち家で過ごしたい  
(89.4%)

施設等に入居したい  
(4.7%)

子供の家に転居したい  
(2.1%)

グラフ2 高齢期の居住場所として希望する住居の形態

# 住宅のバリアフリー化の状況

「手すりの設置」、「住戸内の段差の解消」及び「広い廊下幅の確保」のバリアフリー対応が整った住宅の割合は6.7%、また住宅の所有形態別にみれば、借家でバリアフリー対応が整った住宅は2.6%と立ち遅れている状況にあります。

		全体	持家	借家	高齢居住
住戸内	A 手すり（2ヶ所以上）	15.3%	21.5%	5.9%	23.9%
	B 段差のない屋内	13.1%	17.0%	7.2%	13.2%
	C 廊下幅が車椅子通行可	12.6%	17.2%	5.7%	16.7%
専用部分	A B C いずれかに対応	25.5%	34.5%	11.9%	34.3%
	A 又は B に対応（一定対応）	21.6%	29.3%	10.0%	28.9%
	A B C 全て対応（3点セット）	5.4%	7.3%	2.6%	6.7%

# 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（H21年）

- ・ 高齢化の進展（特に高齢単身世帯、要介護高齢者増加）
- ・ 住宅バリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



**住宅施策と福祉施策の連携が必要**



基本方針の拡充（国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定

**高齢者が安心して暮らしつづける事ができる  
住まいを確保**

# 高齢者の住まいと地域包括ケアの 連携推進検討チームとは

## 1 . 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅

生活支援サービス付の高齢者専用賃貸住宅の整備

## 2 . ケア連携型バリアフリー改修体制整備

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により  
行われるバリアフリー改修及び体制整備

## 3 . 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・  
障害者支援・子育て支援施設の整備

# 高齢者等居住安定化推進事業の公募・審査

## 公募内容と審査方法

1．一般部門      ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

2．特定部門

A、生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

B、ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

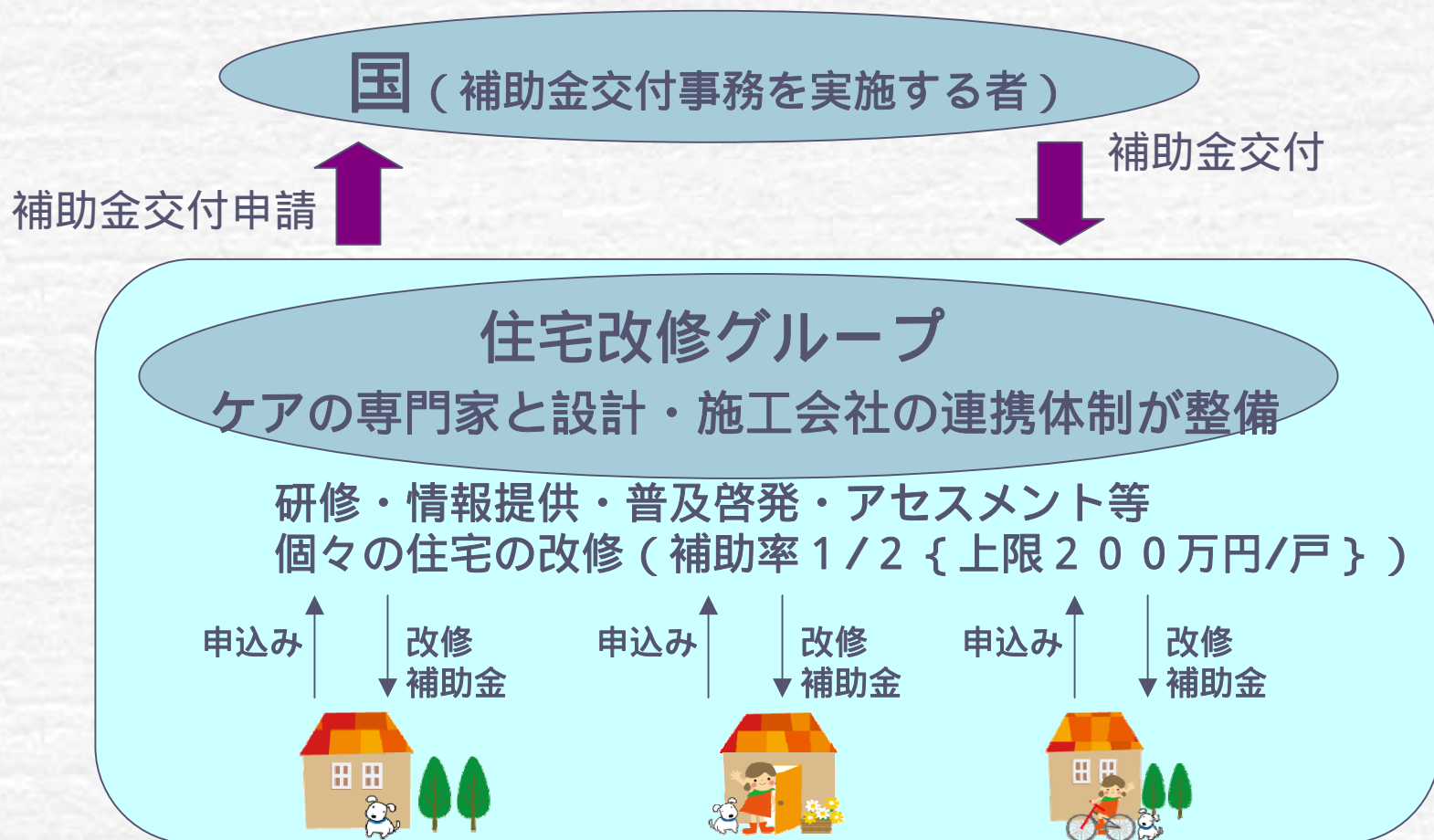
C、公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門



選定された事業の助成期間は3年間

# ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業

イメージ



対象となる住宅

要支援・要介護認定または障害者等級認定を受けている者  
上記に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、  
継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

# バリアフリー改修体制整備部門 選定グループ数

平成22年 第1回選定

全国で 11グループ

平成22年 第2回選定

全国で 26グループ

合わせて

37グループのみ

# ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により  
行われるバリアフリー改修及び体制整備

## 補助額

要支援・要介護認定または障害者等級認定を受けている者  
上記に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、  
継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

上記の対象者であり、別表で上げる「工事対象内容とその限度額」に掲げる住宅改修に要する工事費（介護保険及び日常生活給付等事業費の給付対象額を除く）の合計額の1/2以内の額。  
ただし、補助金の上限は、1戸あたり200万円とする。

福祉用具費は改修工事費に含まれません。

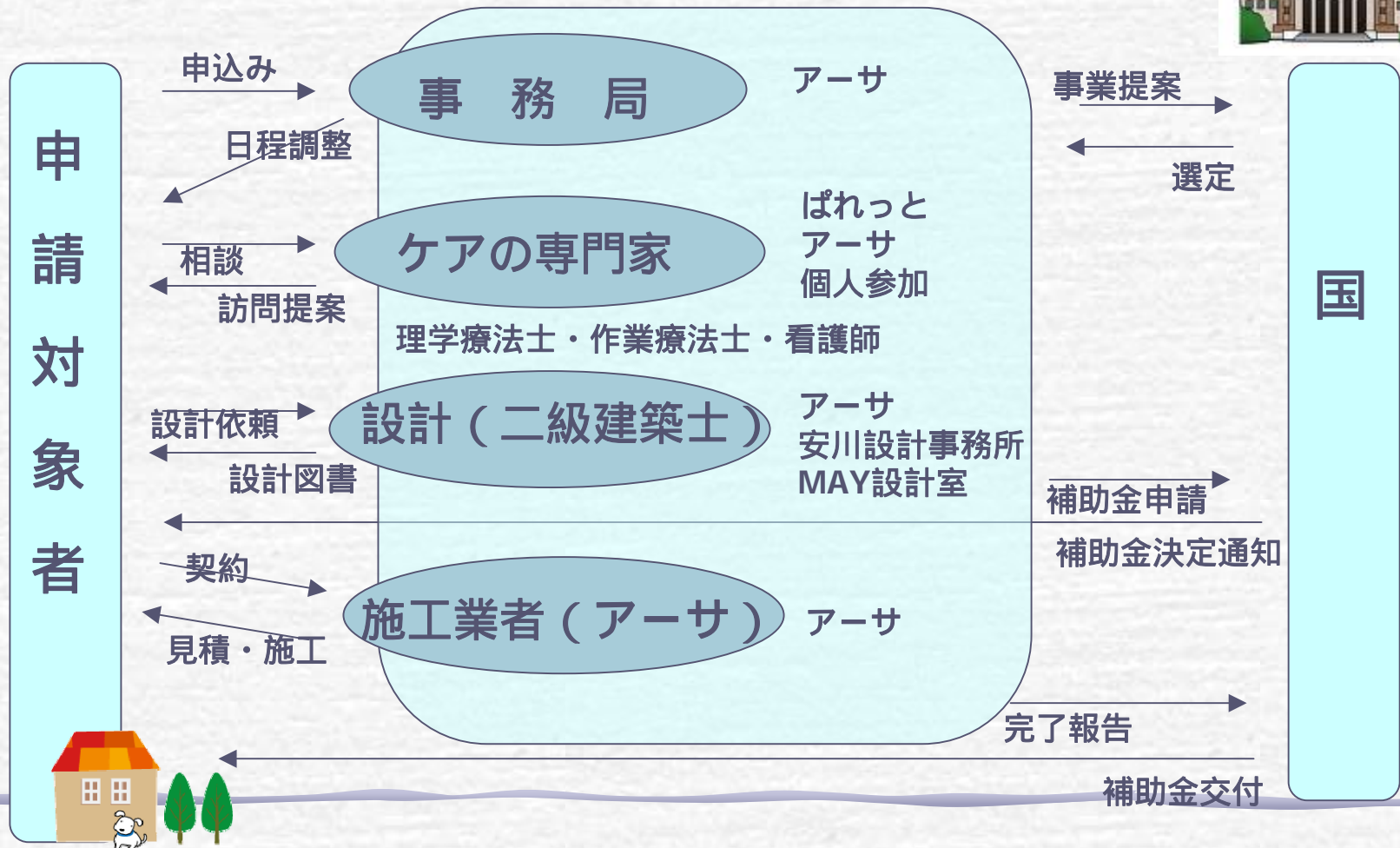


# 本事業の体制

イメージ



## 住宅改修グループ



# 補助対象とするバリアフリー改修工事の 内容とその限度額

## A、基本工事

詳しくは別表にて

### 通路：

通路幅を拡張するもの	・・・	177,900円/m <sup>2</sup>
出入り口の幅を拡張するもの	・・・	192,700円/ヶ所

### 階段：

階段の設置（既存の階段を撤去するものに限る）又は改良で勾配を緩和する工事	・・・	618,900円/ヶ所
--------------------------------------	-----	-------------

### 浴室：

入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	・・・	479,400円/m <sup>2</sup>
浴槽のまたぎを高さの低いものに取り替える工事	・・・	503,500円/ヶ所

### 便所：

排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	・・・	272,700円/m <sup>2</sup>
便器を座便式のものに取替え	・・・	348,500円/ヶ所
座便式の便器の座高を高くする	・・・	318,300円/ヶ所



# 補助対象とするバリアフリー改修工事の 内容とその限度額

## 共通

手すり：長さが150cm以上の手すりを取り付けるもの  
・・・ 19,300円/m

150cm未満の手すりを取り付けるもの  
・・・ 34,500円/ヶ所

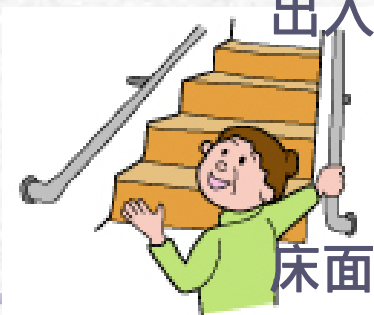
段差：玄関・勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び  
上がり框の段差を解消するもの（段差を小さくするもの）  
・・・ 43,000円/ヶ所

浴室出入口段差を解消するもの（段差を小さくするもの）  
・・・ 93,300円/m<sup>2</sup>

出入口：開戸を引戸、折戸等に取り替える工事  
・・・ 151,100円/ヶ所

戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置  
する工事  
・・・ 136,100円/ヶ所

床面：床材を滑りにくいものに取り替える工事  
・・・ 20,700円/m<sup>2</sup>

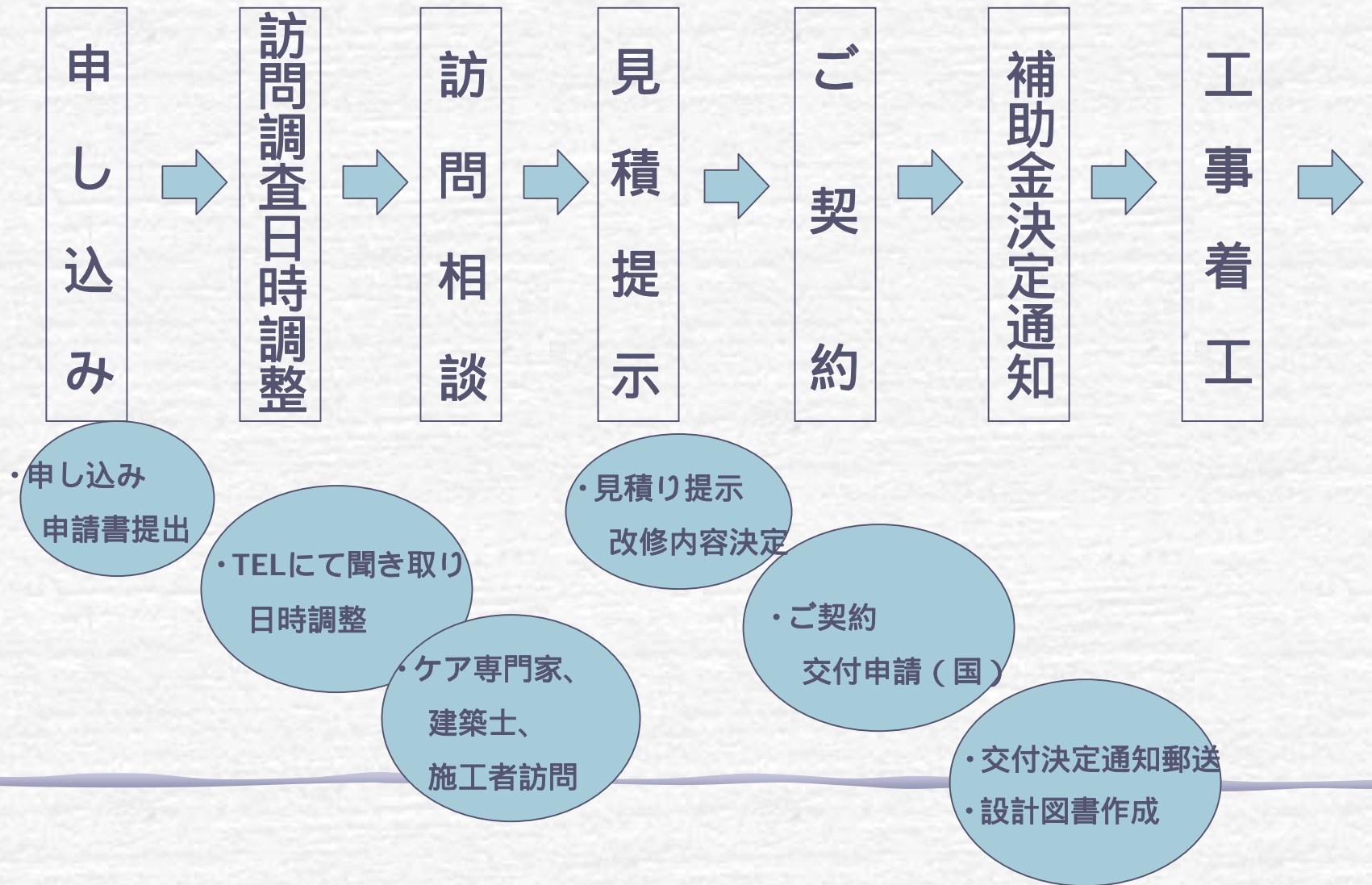


# 補助対象とするバリアフリー改修工事の 内容とその限度額

- B、その他移動又は利用円滑化、高齢者等の安全確保に資する工事  
敷地が接する道路から住宅入り口まで容易に移動するために、  
スロープを設置する等段差解消のための工事( )  
・・・ 箇所別に判断
- エレベーター又は段差解消機を設置する工事( )  
・・・ 箇所別に判断
- 上記以外の工事であって、リフトの設置等移動の円滑化のため  
に設ける機器を設置するために必要となる住宅の構造を補強す  
るための工事 ・・・ 箇所別に判断
- 車椅子で容易に利用するために流し台、洗面台を取替える工事  
・・・ 156,000円/ヶ所
- ヒートショック対策(便所・浴室・脱衣室)

上記の工事内容は想定される工事の例示であり、これ以外の工事であつてもケアの専門家により必要と認められた工事に関しては補助対象になりえます。

# 申し込み手順と流れ



# 着工後手順と流れ



・工事完了報告

・実績報告（国）  
・2月28日までに完了

・1ヶ月後  
アフター訪問  
（ケア専門家）

・補助金入金  
（振込み）  
・4月入金  
（振込み）

・1週間完了訪問  
・ケア専門家、  
建築士、  
施工者訪問

・補助金決定書  
（郵送）

# 訪問相談

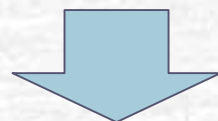
この事業グループ登録の

「ケアの専門家」  
「設計士（二級以上）」  
「施工業者（アーサ）」  
「事務局担当」



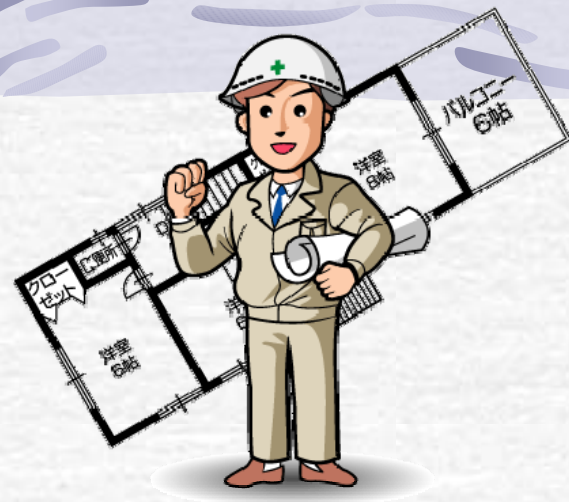
が改修対象となる住宅を訪問

対象者が入院中の場合は、基本  
一時帰宅が原則。  
但し、やむを得ない場合は要相談。



対象者のADLを確認し、  
改修内容を相談・決定します。

# 完了訪問・アフター訪問



## 完了訪問

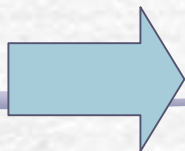
「ケアの専門家」  
「設計士」  
「事務局」

が工事完了一週間以内に  
対象物件を訪問

## アフター訪問

「ケアの専門家」  
「事務局」

が工事完了一ヶ月以内に  
対象物件を訪問



対象者のADLを確認し、  
改修内容を評価します。

# 研修事業・普及啓発

## 目的：

本事業の認知・理解  
本事業による改修事例の報告と考え方の研修  
地域のバリアフリー化を促進する。

## 研修対象者：

介護・障害施設関係者、医療関係者、地域住民

## 実施：

各エリア（明石・稲美・三木、加古川・播磨・高砂、  
神戸市、芦屋・西宮）

各エリアで 年1回を予定。

# 情報提供

## 本事業事務局

（地域支援事業所 ぱれっと、(株)アーサ）の  
ホームページにて掲載。

協力事業所の窓口にてリーフレット配布。

## 研修会にて随時報告

### 報告内容

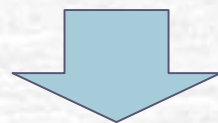
前年度の実績  
改修事例紹介（改修後のADLの変化）等。

# 地域連携のお願い

本事業は

「ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により  
行われるバリアフリー改修及び体制整備」事業

地域の高齢・障害者にかかわる方々の  
グループを形成し、地域のバリアフリー化を  
促進することを目的としております。



地域の「ケアの専門家（PT・OT・NS）」・  
「建築士（二級以上）」の方を募集します。

# 連絡・お問い合わせ先

本事業事務局

株式会社 アーサ

事務局担当：橋 本・長 濱・井 上

TEL (078) 975 - 2929

FAX (078) 975 - 2944

住所：神戸市西区伊川谷町有瀬624 - 1

e-mail : [hashimoto@a-sa.co.jp](mailto:hashimoto@a-sa.co.jp) まで